

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 1 月 11 日（金）第3484号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1
 ○保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
 ○保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 2
 ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 3
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件）（障害福祉課取扱い） 3
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 4
 ○落札者等の公告（総務福利課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第8号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

平成31年 1 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第9105号	鹿屋愛林有限会社 鹿屋市吾平町麓5869番地3	種穂の採取 幼苗の育成	鹿屋愛林有限会社 鹿屋市吾平町麓5869番地3
第8077号	小濱 健一 曾於市大隅町坂元481番地2	種穂の採取 幼苗の育成	小濱 健一 曾於市大隅町坂元481番地2

鹿児島県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成31年 1 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字手安字桑又原885番1，885番2

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年1月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
垂水市市木字宇都1529番2，字柳ヶ迫1830番，1832番1，1833番，1847番，1847番1，海瀉字大谷2608番1，2609番1，2610番8，2610番9，新城字諏訪宇都1379番，1380番，高城字火ノ山1657番44，1657番46，1657番47
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第11号

平成30年12月14日鹿児島県告示第1088号（以下「告示第1088号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を中種子町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年1月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不分明な者の氏名
美園末吉，美園鐵彦
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
熊毛郡中種子町油久字松ノ隅5233番1
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第1088号の変更後の指定施業要件のとおりに

鹿児島県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年1月11日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
独立行政法人国立病院機構指 宿医療センター	指宿市十二町4145	平成31年 1月1日	育成医療・更 生医療
川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町西平4107番 7	平成31年 1月1日	更生医療

鹿児島県告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成31年1月11日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
有限会社中央調剤薬局 南さつま市加世田本町37番 地7	所在地	南さつま市加 世田本町37番 地13	南さつま市加 世田本町37番 地7	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成31年1月11日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
公益社団法人曾於医師会 曾於市大隅町月野894番 地	曾於医師会立訪問看護ステーション 志布志市有明町野井 倉8288番地1	事業所の名称	曾於郡医師会 立訪問看護ステーション	曾於医師会立 訪問看護ステーション	育成医療・ 更生医療

始良・伊佐地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年1月11日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ゆめいろ	始良市宮島町33 番地4	特定非営利活動 法人愛夢里	始良市宮島町33 番地3	保 かをり	平成30年 10月10日	放課後等 デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成31年 1 月 11 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ゆめいろ	始良市宮島町33番地4	特定非営利活動法人愛夢里	始良市宮島町33番地3	保かをり	平成30年10月10日	生活介護

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南さつま市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成31年1月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成31年 1 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキュー加世田店
南さつま市加世田地頭所町28番地3 外3筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年7月18日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年7月18日
- 3 意見の概要
 - (1) 設備機器
定期的に点検を実施し、故障等による騒音・異音の発生を防止すること。
 - (2) 駐車需要の充足等
荷捌き作業車両のアイドリングを禁止し、エンジンの空ぶかし等を行わないように徹底させること。
作業をされる方の騒音防止に対する意識を徹底させること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて対応すること。
ごみの排出量を減らし、収集時間を短縮できるように努めること。
深夜及び早朝の回収作業は行わないこと。
収集業者への騒音抑制の意識を徹底させ、作業時にはアイドリングを禁止し、エンジンの空ぶかし等を行わないように指導すること。
 - (4) 騒音の発生に係る事項
来店者へアイドリング禁止の呼びかけを行うこと。
侵入者が施設内で騒音を発生させることのないように配慮すること。
 - (5) 交通安全への配慮
交通量の増加が予想されることから、当該店舗を利用する人だけでなく、付近を通行する車両、歩行者の安全が確保できるよう万全の措置を講じること。
 - (6) その他
関係法令を遵守するとともに、周辺住民等から苦情があった場合には、早急に改善措置を講ずること。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成31年 1 月 11 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
校務用パソコンの賃貸借 600台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
88,905,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年11月6日